

江戸川区議会議員定数条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員定数条例（昭和四十一年六月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「四十四人」を「四十二人」に改める。

付 則

この条例は、次の次の一般選挙から施行する。

（説明）

議員定数を改める必要があるため、本案を提出いたします。